（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

**第二十三条**　マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第一項第二号において同じ。）」に改める。

第十八条の三第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（屋外広告物法施行規則の一部改正）

**第二十四条**　屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次条第二項及び第三項において同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第七条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

**第二十五条**　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。次号、第六条及び第十一条第一項第二号において同じ。）」に改め、同項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第六条及び第十一条第一項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

**第二十六条**　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第二号を次のように改める。

二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十三条の四第一項第二号並びに第三十四条第二項及び第三項において同じ。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第十三条の四第一項第二号並びに第三十四条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

**第二十七条**　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

第八条第三項第二号、第十二条第二項第二号、第十七条第二項及び第三項、第十八条第三項第二号、第三十二条第一項第二号、第三十三条第二項及び第三項、第三十六条第三項第二号、第四十条第三項第二号、第四十三条第三項第二号、第五十二条第二項及び第三項並びに第五十三条第三項第二号中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

（指定海上防災機関に関する省令の一部改正）

**第二十八条**　指定海上防災機関に関する省令（平成二十五年国土交通省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「磁気ディスク」を「指定海上防災機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）」に改め、同条第三項中「磁気ディスク」を「ファイル又は電磁的記録媒体」に改める。

（株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則の一部改正）

**第二十九条**　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録に係る記録媒体」に改める。

（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

**第三十条**　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第四号ロを次のように改める。

ロ　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

第二十七条第二項及び第三項、第三十二条第一項第二号、第三十四条第一項第二号、第三十八条第二項及び第三項、第四十条第二項第二号、第四項第二号及び第七項第二号並びに第四十九条第二項及び第三項中「磁気ディスク等」を「電磁的記録媒体」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。